

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく

一定の規模以上の

土地の形質の変更の届出の手引き

平成30年4月

広島県環境県民局環境保全課

この手引きは、広島県の管轄区域（広島市、呉市、福山市を除く市町）における土地の形質の変更時における土壤汚染対策法第4条第1項の届出について記載したものです。

広島市域、呉市域、福山市域における当該届出については、各市の担当課へお問い合わせください。（4ページの連絡先参照）

はじめに

土壤汚染対策法（以下「法」という。）は、土壤の汚染状況を把握して、人への健康被害を防止するための対策を定めること等により土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としており、土壤汚染状況調査や土壤汚染のある土地の適切な管理について定めています。

この手引きは、広島県の管轄区域（広島市、呉市、福山市を除く市町）における法第4条第1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更の届出」に係る手続きについて記載しています。

（広島市域、呉市域、福山市域における当該届出については、4ページに記載の各市の担当課へお問い合わせください。）

1 届出の対象

届出の対象となるのは、「土地の形質の変更の合計面積が3,000㎡以上となる行為」です。

また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積の合計が3,000㎡以上となる場合には、全体を一つの行為とみなし、届出の対象となります。法に基づく要措置区域等の指定を受けた土地、又は有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土地においては、別に手続き等が必要な場合がありますので御相談ください。

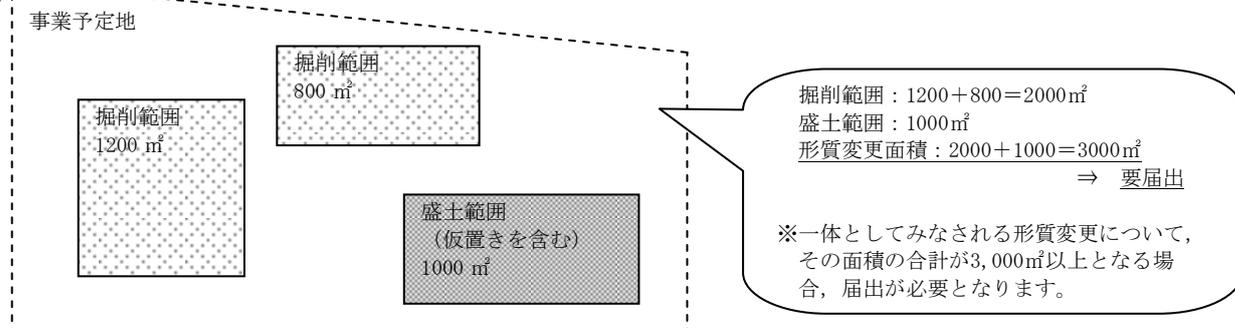
土地の形質の変更とは？

土地の形状を変更する行為全般をいい、具体的には、掘削と盛土のことをいいます。舗装、建物の基礎の撤去等に伴う土地の形状の変更も形質の変更とみなします。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。（法施行規則第25条）

- ① 盛土しか行わない場合
（注）一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。
- ② 形質変更の深さが最大50cm未満であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外への土壤の搬出を行わず、土壤の飛散又は流出を伴わない行為
- ③ 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壤の搬出を行わないもの
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壤の搬出を行わないもの
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

（例）



なお、1,000㎡以上の土地の改変について、県条例による報告等の対象となる場合がありますので確認してください。

【参考URL】 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojojourei-index.html>

2 届出を行う者

届出者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。当該工事の施工に関する計画の内容を決定する者が該当します。土地を借りて開発を行う場合は開発事業者、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

3 届出の期限

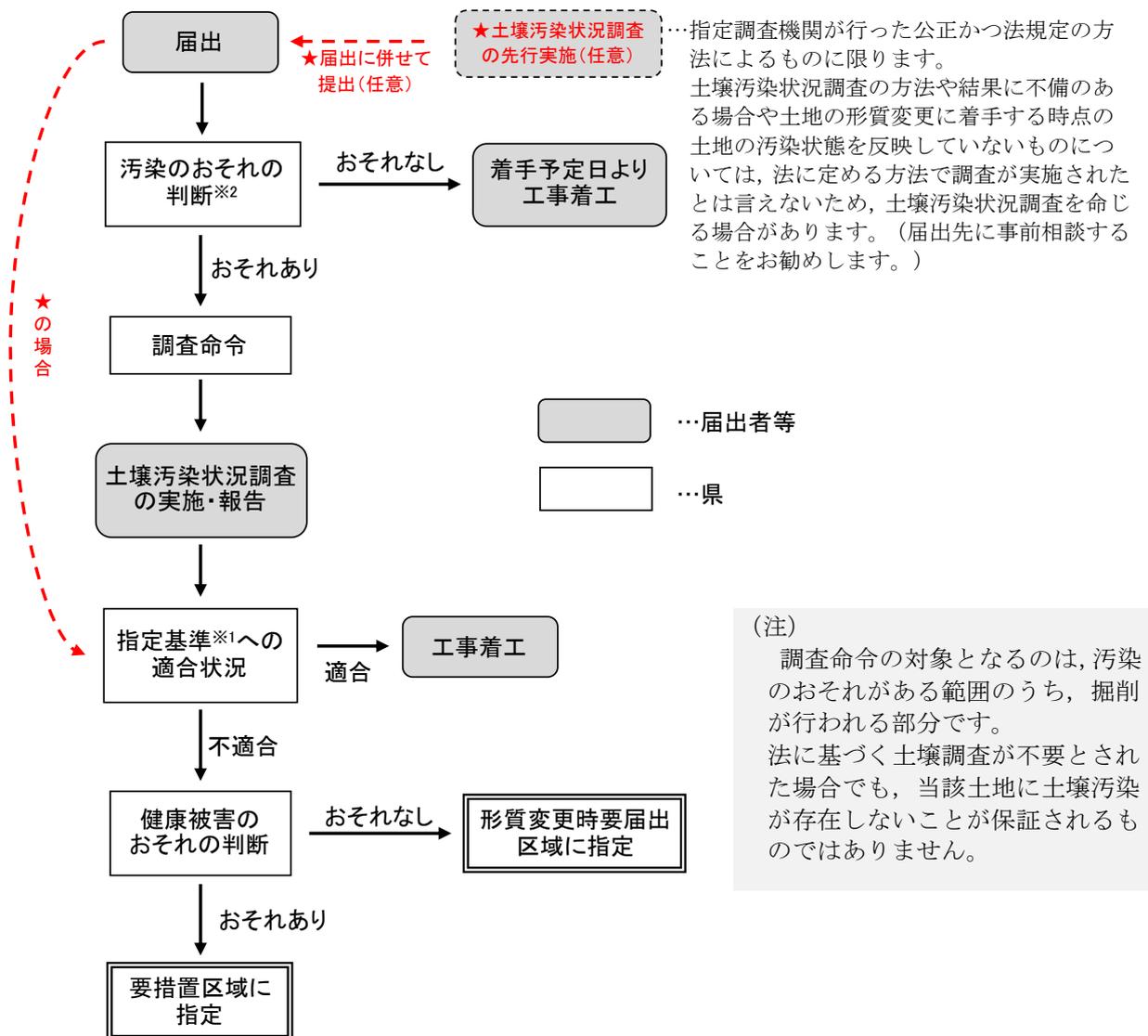
届出書の提出は、「土地の形質の変更に着手する日の30日前まで」に行うことが必要です。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。

届出後、その土地に特定有害物質^{※1}による汚染のおそれがあると県知事が判断した場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。なお、土壤汚染状況調査を先行実施し、届出に併せて提出した場合は、調査命令の判断を経ずに手続きを進めることができます。（ただし、当該調査には、当該土地の所有者等の全員の同意が必要です。）



※1 特定有害物質及び指定基準は7ページを参照してください。

※2 汚染のおそれは、次の①～⑤のいずれかに該当するかどうかで判断します。

(法施行規則第26条)

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設(特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。)に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- ⑤ ②～④に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

5 届出に必要となる書類

書類の種類	提出資料		備考
届出書	1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）	記載例1参照
添付書類	2	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（次の(1)～(4)、いずれも形質変更範囲を明記する。）	
		(1) 周辺図	記載例2参照
		(2) 公図の写し※ 〔地図証明書（電子化された地図又は地図に準ずる図面（公図）の内容を証明した書面）のことで。〕	法務局等で取得してください。 記載例3を参照
		(3) 現況図	記載例4参照
	(4) 計画平面図（掘削と盛土の区分が分かりそれぞれの面積の算定根拠が分かるもの（求積図、丈量図等。面積をソフトウェアで算出した場合は、面積記載部分に「〇〇（ソフトウェア名）により算出」と追記する。）	記載例5参照 *施工図面等	
	3	土地の登記事項証明書又は登記簿の謄本・抄本※	法務局等で取得してください。
4	土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更についての同意書（所有者等が複数いる場合は、全員の同意書が必要です。）	記載例6参照 *工事の請負契約書の写し等（土地の賃貸借契約は不可）	
5	土壌汚染状況調査結果報告書（任意）	指定調査機関が行った公正かつ法規定の方法による調査結果に限ります。	
6	5の報告書を提出する場合にあつては、届出に係る土地所有者等の全員が土壌汚染状況調査を行うことについて同意したことが分かる書面（届出に係る土地の形質の変更の場所が記載されていること。）	記載例6参照 *土壌汚染状況調査に係る請負契約書の写しも可	

（注）※証明書の取得から3か月以内かつ届出時点での登記内容が記載されていること。

6 提出先（届出窓口）

届出書の提出先は、届出の土地の所在地を管轄する厚生環境事務所（支所）です。

※広島市域、呉市域及び福山市域における届出は、各市にお問い合わせください。（次頁）

■提出先（届出窓口）一覧

管轄区域	機関名	住所	電話番号
大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181
安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町10-52 農林庁舎	082-228-2111
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400
竹原市、東広島市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
府中市、神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
三次市、庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181

※県機関への届出等の宛名は「広島県〇〇厚生環境事務所長」となります。

↳（西部、西部東、東部、北部）

■ 土壌汚染地対策法の政令市のお問い合わせ先

管轄区域	機関名	住所	電話番号
広島市	広島市環境局環境保全課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2188
呉市	呉市環境部環境管理課	〒737-0023 呉市青山町 5-3	0823-25-3551
福山市	福山市経済環境局環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	084-928-1072

7 提出部数

提出部数は1部です。

- ・調査命令を発出する場合を除いて、届出審査後の通知は行いませんので、副本の返却を希望する場合は、正副2部提出してください。
- ・副本は届出内容の審査後に、受理済印を押印して届出窓口にて届出者に返却します。
- ・副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒及び郵送料分の郵便切手を添付してください。なお、届出書の提出時は届出窓口にお越しください。

【記載例1】届出書

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様

届出者 広島市中区基町10-52
株式会社 〇〇〇
代表取締役 △△ △△

印

土壌汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇町1丁目10番3号, 10番30号, 10番52号
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり
土地の形質の変更の着手予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
土地の形質の変更の規模	42,000㎡ (うち盛土 12,000㎡, 掘削 32,000㎡)

地番が多数ある場合は、代表的な地番を記載し、「・・・他」として別紙にと記載してください。

(添付書類) 施行規則第23条

- 1 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面
- 2 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

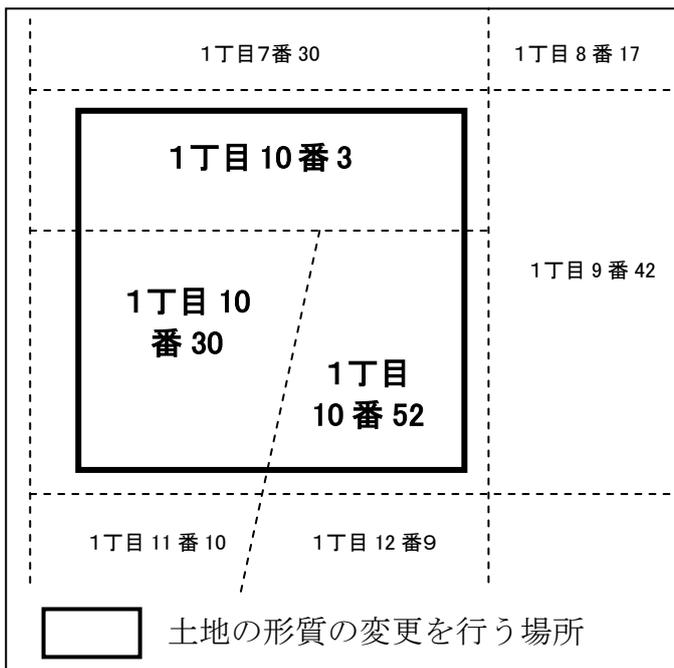
2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。

【記載例 2】 周辺図の例（形質変更範囲を明記）



【記載例 3】

公図の写しに形質変更範囲を明記する例

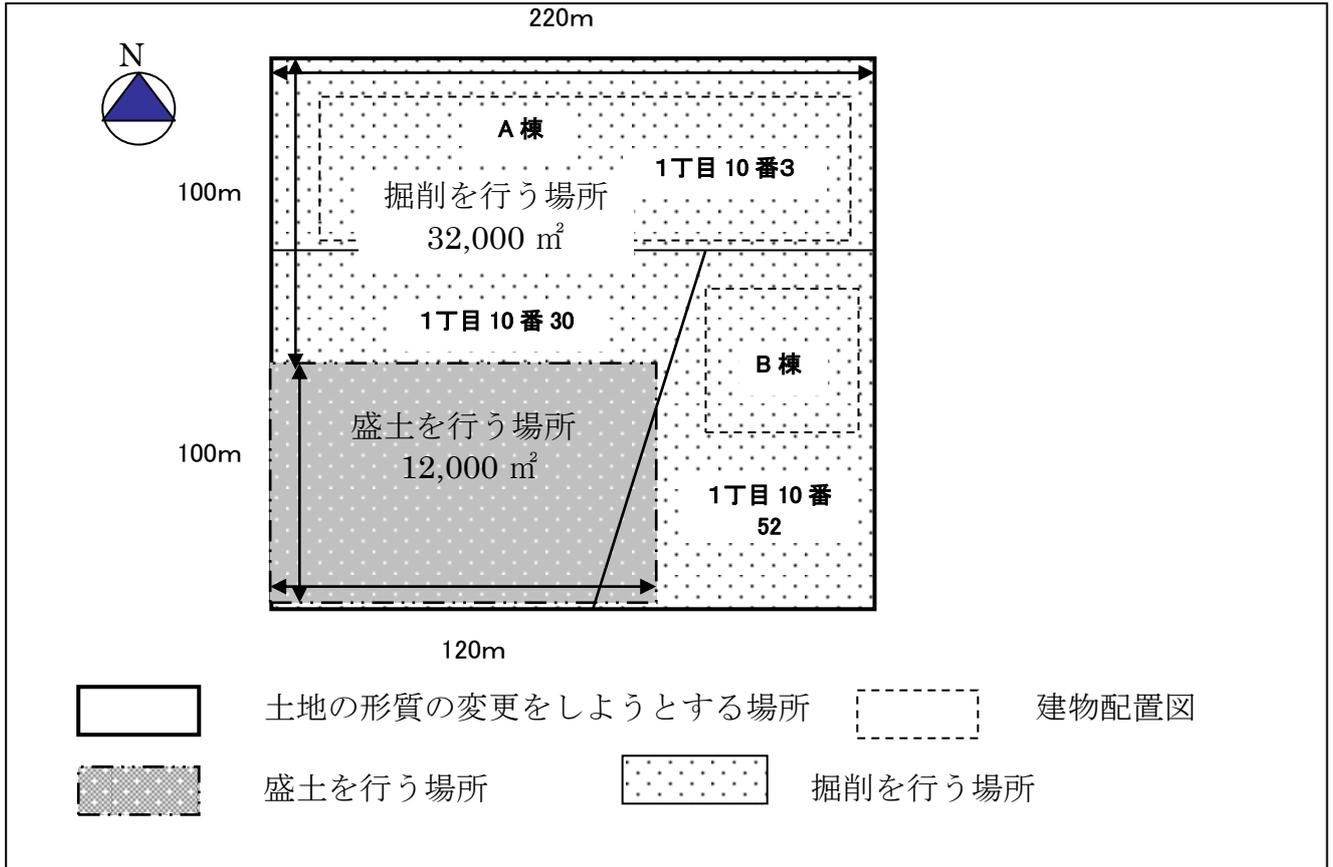


【記載例 4】

現況図の例（形質変更範囲を明記）



【記載例5】計画平面図の例（形質変更範囲について盛土範囲及び掘削範囲の区分を明記）



※ これらの記載例は参考例です。全てが分かるように表示できれば、一枚でも構いません。

【記載例6】土地の形質の変更又は土壤汚染状況調査に係る同意書の例

同 意 書

該当する内容を記載する。

私は、私が所有する次の土地について、次の者が { 土地の形質の変更 }
 { 土壤汚染状況調査 } を行うことについて、同意します。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地（地番）	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
土地の形質の変更を行う者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 △△ △△

様式第六の届出者と同じになります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 印

特定有害物質及び指定基準

特定有害物質の種類		指定基準		備考
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	平成 29 年 4 月 1 日追加
	四塩化炭素	0.002 以下	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	平成 26 年 8 月 1 日改正 (旧溶出量基準 0.002mg/L)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	
	ベンゼン	0.01 以下	—	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離イオンとして)	
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 (うち74%水銀は検出されないこと)	15 以下	
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	
	チウラム	0.006 以下	—	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	
	有機りん化合物	検出されないこと	—	

土壌汚染対策法（抜粋）

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

（罰則）※下線部は該当部分

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者
（二～六 略）

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第五項、第四条第一項、第十二条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（二～九 略）

土壌汚染対策法施行規則（抜粋）

（土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。

（土地の形質の変更の届出）

第二十三条 法第四条第一項の届出は、様式第六による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。
 - 一 土地の形質の変更（法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）をしようとする場所を明らかにした図面
 - 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第二十四条 法第四条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の規模

（土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第二十五条 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次のいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル以上であること。
- 二 農業を営むために通常行われる行為であつて、前号イに該当しないもの
- 三 林業の用に供する作業路網の整備であつて、第一号イに該当しないもの
- 四 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）

第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- 二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- 三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。
- 四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（特定有害物質を含む液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く。）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であつた土地であること。
- 五 前三号に掲げる土地と同程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壌汚染状況調査の命令）

第二十七条 法第四条第二項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 法第四条第二項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
- 二 法第四条第二項の規定による報告を行うべき期限

◆届出様式は、広島県のホームページからダウンロードできます。

広島県環境情報サイト～ecoひろしま～

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-yousiki-kaisei-index.html>

《お問い合わせ先》

広島県環境県民局環境保全課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-2920 (ダイヤル)

FAX 082-227-4815

E-mail kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp